

令和5年度母子保健専門委員会 会議要録

開催日 令和5年11月7日(月)

時間 19時30分から20時15分まで

会場 佐倉市健康管理センター3階大会議室

出席者

委員：越部融委員、川島重信委員、林昌宣委員、古谷正伸委員

事務局：細井薫健康推進部長、豊福啓子母子保健課長、緑川由佳副主幹、
伊藤聡子主査、相田由紀保健師

傍聴人なし

1. 開会

委員が4名出席。定数の過半数を超えており、母子保健委員会設置規程第5条2項の規定により会議成立することを確認した。

2. 委員長・副委員長選出

母子保健専門委員会設置規程第4条の規定により、委員互選によって、越部委員長、川島副委員長を選出。

3. 議事録署名人

越部委員長より川島副委員長を指名。

4. 議事

(1) 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査実施状況について(報告)

事務局から配布した資料を基に説明。委員からの質問は無し。

(2) 3歳児健康診査に係る眼科検査結果(屈折検査結果)の報告及び眼科検査判定基準について(検討)

①眼科検査結果(屈折検査結果)の報告について

令和4年度10月から開始した屈折検査結果を含めた眼科検査結果について事務局から配布した資料を基に説明。

<委員からの質問>

眼科精密健康診査結果について、精密健康診査の結果、要経過観察となった方が要精密健康診査対象者の約3割に及ぶことについて、要経過観察者に対する佐倉市の対応について伺う。(要経過観察者について、眼科医療機関に委ねているのか、佐倉市で経過を追っているのか)

<事務局からの回答>

要経過観察となった方について、屈折検査を開始した時期の前後で、精密健康診査受診票返却内容から読み取れる内容に変化が見られることについて説明。屈折検査開始前は未発達により視力検査不能である経過観察が9割を占めたが、屈折検査開始後は、要経過観察者の5割が何らかの疑い病名がついており、具体的な再診時期が示されていることが読み取れることから、要経過観察者の再診については医療機関の指示による保護者の受診行動に委ねている状況であることを報告。

<委員からの進言>

過去30年間、小学校1年生に対して眼科検査を行ってきたが、令和5年度から、佐倉市の3歳児健診で屈折検査を行うことを根拠とし、教育委員会との検討のうえ、小学校1年生の眼科検査を中止したことを背景に、3歳児健診における眼科検査が、子どもにとって最後の検査の機会ともいえる重要な機会である。

また、3歳児健診屈折検査も小学校1年生の検査も両方受ける機会がない年代の子どもが約3年分程度出てくる懸念がある。

そのうえで、精密健康診査において要経過観察者となった子どもについて要経過観察者の割合が3割と高いことをふまえ、再診時期を示しても再診が見られない状況が散見されることから、要経過観察者に対しても留意のうえ機会を計り経過確認してほしい。

②眼科検査判定基準について

事務局から、現行の眼科検査精密健康診査判定基準継続の可否判断について助言を求める。

委員から、今後の屈折検査の結果によっては基準の変更があることも視野に入れておきつつ、現状においては、妥当な内容であり現行の眼科精密健康診査基準で問題ないことについてご意見を頂く。

(3) 医療機関と母子保健事業の連携について（報告）

事務局から配布した資料を基に説明。委員からの質問は無し。

(4) その他

議事の他に、委員の皆様からご意見等は無し。

5. 閉会

他、議事や意見がないことから、母子保健専門委員会を閉会。